

社会福祉法人役員名簿

法人名 社会福祉法人 樹陽会

理事 任期期間 令和元年 6月 24日 ~ 令和3年度定時評議委員会終結時まで

役 職	氏 名
理事長	上田 かな
理事	上田 まや
理事	大塚 正則
理事	堀内 敏也
理事	中尾 多美子
理事	中富 康之

監事 任期期間 令和元年 6月 24日 ~ 令和3年度定時評議委員会終結時まで

役 職	氏 名
監事	矢羽田 修
監事	平野 旅人

社会福祉法人評議員

法人名 社会福祉法人 樹陽会

任 期 平成29年4月1日 ～ 令和3年度定時評議委員会終結時まで

評議員名簿

役 職	氏 名
評議員	太田 靖臣
評議員	白石 信孝
評議員	高瀬 嘉博
評議員	小尾 重厚
評議員	松尾 彰
評議員	高原 砂夜子
評議員	時 忠之

役員、評議員、評議員選任・解任委員 費用弁償規程

社会福祉法人 樹陽会

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人樹陽会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員の費用の弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員が理事会、評議員が評議員会および、役員・評議員がその他の会議に出席するときは、その費用を弁償する。また、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

(1) 理事会、評議員会およびその他法人が必要と認めた会議

1日 5,000円以内

但し、往復の交通費が5,000円を超える場合は実費を弁償する。

3 監事が監事監査に出席するときは、交通費相当の費用を弁償する。

(1) 1日 5,000円以内

但し、往復の交通費が5,000円を超える場合は実費を弁償する。

4 職員理事、職員評議員選任・解任委員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する場合は支給しない。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決を得て改正する。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。